

## 第 27 回 桐生市農業委員會議事錄

開会日時	令和7年8月27日(水)		午後 1時 30分			
閉会日時	同 上		午後 3時 04分			
開催場所	桐生市市民文化会館 国際会議室(4階)					
出席委員	23名					
農業委員						
1番 富田 正次郎 2番 杉戸 恵司 3番 山形 啓子						
4番 川口 賢一 5番 山形 ちづ代 6番 井田 秋雄						
7番 星野 重彦 8番 山形 栄子 9番 坂本久美子						
10番 星野 昭彦 11番 中島 篤 12番 渡辺 隆司						
13番 矢内 鉄男 14番 今泉 芳雄						
農地利用最適化推進委員						
1番 金子 博一 2番 萩原 完一						
4番 木村 聰 5番 大澤 隆 6番 小菅 雄一郎						
7番 多和田 圭一 8番 丹羽 康博						
11番 深澤 憲司 12番 太田 亮一						
[遅刻委員]						
[中座委員]						
[早退委員]						
欠席委員						
3番 武幸一 9番 中村耕一郎 10番 齊藤克代						
5名						
議事参与	事務局長	新井 八寿代	主査	鳥井 貴史		
	次長	山藤 健二				
	係長	石原 幸枝				
	主査	細井 裕子				
議事	日程第1 議事録署名委員の指名					
	日程第2 会期決定の件					
	日程第3 第109号議案 農地法第3条の規定による許可申請について 委員会処分 2件					
	第110号議案 農地法第5条の規定による許可申請について 委員会処分 7件					
	日程第4 第111号議案 農地売買等事業における現地確認委員の指名に ついて 委員会処分 2件					
	日程第5 報告第51号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について					
	報告第52号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について					

開　　会　　午後　1　時　30　分

議　長　　ただ今から第27回桐生市農業委員会を開会いたします。  
ただ今の出席委員は農業委員14名、推進委員9名であり、定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

日程第1 「議事録署名委員の指名」を行います。

議事録署名委員は、会議規則第26条第3項の規程に基づき、1番富田委員及び2番杉戸委員を指名いたします。

なお、本日の会議書記には事務局職員の鳥井主査を指名いたします。

日程第2 「会期決定の件」を議題といたします。

お諮りいたします。本総会の会期は、本日1日といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定をいたしました。

日程第3 第109号議案「農地法第3条の規定による許可申請」について、委員会処分が2件ございます。

以上を議題といたします。

事務局より説明願います。

事務局　　はい。議長。

議　長　　はい。事務局。

事務局　　(議案書より順次・申請地詳細・契約内容・事由を朗読)

受付番号11番、12番につきましては、別紙調査書にありますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上、ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議　長　　続きまして、この件について8月26日に現地調査を実施しておりますので、現地調査の結果について、現地調査委員のご報告をお願いいたします。

4番推進委員　　はい。

議　長　　はい。4番木村推進委員。

4番推進委員　　4番推進委員木村です。

8月26日13番矢内委員と事務局2名といっしょに現地調査に行って参りましたのでご報告いたします。第109号議案受付番号11番につきまして2ペ

ページ目の地図を見ていただきたいと思います。場所につきましては、県道73号伊勢崎大間々線を伊勢崎方面に向かい、右側コメリ赤堀店の手前を左に入った場所になります。現在営農型太陽光発電施設でみょうがを栽培しており、現地調査日においては、みょうがを収穫した後でありました。ただ、収穫後のみょうがは水分不足で枯れており、収穫後のしっかりととした管理を引き続き求めていきたいと思います。以上です。

続きまして、受付番号12番につきまして4ページ目の地図を見て下さい。場所は、黒保根下田沢練方面沼田大間々線の沼田方面に向かい、全区1キロくらい左側に入った山の中になります。現地を確認したところ、耕作はされておらず畑に木や草が生い茂っておりましたが、現在は移住し、申請地を開墾するそうです。露地野菜の栽培を行うとのことなので、問題はないと思います。

ご審議をお願いいたします。

議長 以上、事務局並びに現地調査委員より説明がございました。

地区担当委員で補足説明がございましたら、お願いします。

ないようですので、これより質疑に移ります。

ご質問はありませんか。

6番農業委員 はい。

議長 はい。6番井田委員。

6番農業委員 6番井田です。

ちょっと、12番の件でお聞きしたいのですが、譲受人の年齢を教えてください。定年になって今から耕作し、これだけ猪や鹿がいる時代でございますので、どこまでできるかどうか、後継者としてやっていけるかどうか、その辺をお伺いしたいのですが、よろしくお願ひいたします。

議長 はい。事務局。

事務局 はい。議長。

申請人の年齢ですが77歳です。申請人からこれまでの経歴を調査書類の書式とは別に便せんにしたためられたものが複数枚ございまして、最初は千葉県の八日市場市の農家に生まれ、その後に横浜の企業にいったん就職をし、その後に転職や転居を数度経験し、定年退職少し前になり、農業をやりたいという気持ちがでてきて、定年を迎える数年前に上越市に住んでいる友人を訪問した際に空き家となっていた古民家を紹介され、そこに住みながら野菜や米を作りたいということで、上越市の農業委員会にも通って相談し、その場で新規就農ということで申請を行いました。田についても広さが2651m<sup>2</sup>になるのですが、農業委員会を介して正式に申請して農地を借りたのが2025年1月に承諾されました。新潟県の上越市で体験農地ということで自分の農地を取得して、そこで野菜等の栽培をしていきたいという気持ちがあり、耕作地を探していたところ、桐生市黒保根の土地がございました。条件として、移住をするために住む家と一緒に探していたということで、譲渡人が空き家バンクに

登録している古民家を持っているということで、そこに住みながらミニユンボを購入し、荒れ地を開拓していくことを考えているそうです。余談ですが、上越市で借りた田や畠についても、当初は荒廃していたそうですが、自分で土壌開墾を繰り替えして耕作できるような状況にしたことがあるということで、荒廃したところを耕作できる状況に以前も経験したことがあるとお話しを伺っております。今後についてですが、現在、横浜に長男夫婦が住んでおりまして、長男夫婦にも定年後協力してもらえると承諾してもらい、その上で、自分が何かあった際は長男夫婦に協力をしてもらい、耕作を継続していきたいというような将来計画について、こちらで伺っている状況です。以上です。

議 長 はい。よろしいでしょうか。6番井田委員。

6番農業委員 6番井田です。

77歳となると私と同じ年になります。子供の事になると、これからはあまり当てにならないと思いますので、しっかり農業をしていただきたいと思います。以上です。

議 長 はい。10番星野委員。

10番農業委員 この案件は、私の地元で、この近隣の方にこういう人が来るらしいよと聞いたら、この譲渡人も相続で親から受けたが、実際は管理できなくて、家も農地も荒れ地で、近隣の人たちから見れば、草刈りだけでも最低やっていただければありがたく、周りを見ればこの方と同じように高齢者ばかりですから、少しでも今回申請した農地に隣接している農地を耕している人がいて、少しでも耕作なり草刈り等対処してくれる人が来てくれるのであれば、空き家も1件減る訳ですし、ありがたいという話は聞きました。以上です。

議 長 はい。ほかに。

私の方から、先程現地調査委員の報告を聞いていたところ、事務局の話を総合してみると、みょうがの県の収穫の8割がクリアしていますが、暑い日が続いて元気がなかったり、管理が不十分かなという意見があったので、いずれ我々も現地を見て、みょうがの状態を承知しているので、問題のない管理をしていただけたらと思います。そういうことを本人に伝えていただきたいと思います。ほかに。

10番農業委員 12番のことでの、今、県や他の市町村で移住に力を入れていますけど、このような形で移住してくる場合、桐生市では特典があるのでしょうか。

議 長 一般住宅の移住なら、かなり大きい特典がありますけど、これについてはちょっと聞いてみます。

事 務 局 こちらの案件、空き家バンク登録されたところを買ったということなので、空き家対策室に確認をとって、次回の農業委員会の時に報告させていただきます。

議 長 そのほかに何かありますか。

11番推進委員 12番の件ですけど、上越市で現在農業やっているということですが、向こ

うは全部引き扱ったのですか。農業やっていればトラクター等の農機具を持っているかと思いますので、こちらにそっくり持ってくる判断でよろしいのでしょうか。

議長 はい。事務局。

事務局 農機具については、現在使っているものを継続して使い、今、空き家のある敷地内に昔からあった農業倉庫があるので、今使っている農機具を入れるために継続して使っていきたいそうです。

議長 質疑も出尽くしたようですので、これをもって質疑を終結いたします。  
これより採決いたします。

第109号議案「農地法第3条の規定による許可申請」について、委員会処分が2件ございますが、本件を許可相当として承認することに、賛成の委員の挙手を求めます。

( 賛成者 挙手 )

挙手全員でございます。

よって、第109号議案は許可相当として承認されました。

続きまして、日程第3 第110号議案「農地法第5条の規定による許可申請」について、委員会処分が7件ございます。

以上を議題といたします。

事務局より説明願います。

事務局 はい。議長。

事務局 はい。事務局。

(議案書より順次・申請地詳細・契約内容・事由を朗読)

まず、受付番号22番、23番、24番、25番の立地基準につきましては、生産性は低い農地で、小集団の農地の区域内でありますので、第2種農地と判断します。

受付番号26番、28番の立地基準につきましては、市街地化が見込まれる区域内でありますので、第2種農地と判断します。

受付番号27番の立地基準につきましては、農振農用地区域内の農地でありますが、営農型太陽光発電設備の許可継続の取り扱いに沿った、一時的な利用を更新するものであり、基準を満たしていると考えます。

用地選定については、より適した代替地を探すのは困難と思われますので、基準を満たしていると考えます。

次に、一般基準についてですが、いずれも全ての基準を満たしていると考えます。

以上受付番号22番から28番まで農地法第5条第2項各号には該当しない

ため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議長 続きまして、この件について8月26日に現地調査を実施しておりますので、現地調査の結果について、現地調査委員のご報告をお願いいたします。

13番農業委員

はい。

議長 はい。13番矢内委員。

13番農業委員

13番矢内です。受付番号22番から24番については、裏面資料を見ればわかるのですが、同じような場所で、ここは、ずいぶん前から耕作放棄地になっていたと思われます。桑の木が生い茂っておりまして、5mから6mあるような雑木林のような状況で、畠の低をなしておりませんでした。そこに太陽光が設置されるということでやむを得ないのかなと思いました。昔は、良い畠だったのではないかと思います。

次に受付番号25番です。こちらも太陽光の関係で、場所的に桐生カントリーを曲がる未調整の道路の右側端ですけど、6番小管推進委員の自宅の手前で、見事な草原のすばらしい畠でした。残念ながらいろいろな事情で手放すことになったのだと思います。羨ましいようないい畠でした。

次に受付番号26番です。住宅用地で周りが南側に道路の反対側を住宅が建っています。分譲地に続いているという感じでした。草がすごく生えてますが、住宅用地には問題がないかと思います。

次に受付番号27番です。先程出ました太陽光パネルのみようが畠です。コメリの東北です。再度申請ということで見させていただきました。干ばつの影響でだいぶ枯れているようなところも見えました。7月の始めの時は、この現地調査で素晴らしく作付けされていたという話も聞いておりましたが、一部枯れる寸前のようないい状況です。これも引き続きこういう話ですので、問題はないと思います。

次に受付番号28番です。こちらは、新川の環境の良いところにあり、今度住宅を建てるということですから、特に問題はないかと思います。以上です。皆さんのご審議をよろしくお願いいたします。

議長

以上、事務局並びに現地調査委員より説明がございました。

地区担当委員で補足説明がございましたら、お願いします。

ないようですので、これより質疑に移ります。

6番推進委員

はい。

議長

はい。6番小管推進委員。

6番推進委員

受付番号25番の案件ですが、自宅のすぐ近くのため地域説明会があったので参加させていただいております。譲受人が現地説明会を行い動画を撮っておりました。その動画の中に音声も入っているかと思い、共有をお願いしたところ、やんわり断られました。ちょっと不都合があるのかなという雰囲気でした。動画は撮ってあるものなので、必要があれば提供するとは言ってください

たのですが、会社の中でということでした。

議長 ほかに。

6番農業委員 はい。

議長 はい。6番井田委員。

6番農業委員 この地域は、主に飼料畑で、畜産、酪農家等が多くて、これだけの広さの所を太陽光にするのはもったいない気がします。皆さんのご意見を聞きたいと思います。

議長 その意見について、何かありますか。

6番農業委員 農業委員会の中では話がなかったのですか。

6番推進委員 売られる時に、全く何もなかったです。

その前の住宅の所は売りに出ていたので買いましたが、譲渡人と同じ名義だったのですが、先に譲受人と話がついてしまったようで、行政書士を通して住宅については購入しました。申請の土地について、もしかしたら売りに出るという話をいただきており、欲しいという話もしていましたが、先に除外申請が出されてしまいました。

議長 除外は、この人の奥さんが早めに出しに来ました。

6番農業委員 19区の人が言ったのですか。

議長 19区の区長から関連してその意見がありました。6番小管推進委員もその時に、遊休農地と関連して、そこで止めることができなかつたのです。その時に、話がつけば良かったと思います。

6番推進委員 今回のでているところは、話がでていない状況で、うまいタイミングで購入することができませんでした。どうしても欲しいという話を行政書士にした経緯がありました。

説明会の時に、大きい場所なので雨水の対策はきちんとしてほしいのですが、自分は素人ですが図面を見たところ、あまり雨水を受けないような薄いシートに感じました。サクラソウの群生地の方に流れていくのはまずいのではないかと言ったのですが、測量の結果OKが出たとのことでこういうふうにしてありますということだけでした。

議長 こちらについては、事務局の方で、これだけの面積を開発するとなると桐生市の太陽光事業で関連してくると思うので、何か説明をお願いしたいと思います。

事務局 受付番号25番の申請地について、申請地の東側の全部で西側6か所になりますが、雨水浸棟、貯留槽棟というような形で計画が上がってきております。東側から2か所、東側の3か所ということで貯留槽を設けるという計画がでております。地図を見ていただいて、東側の下から少し行ったところを1か所とその上の2か所を中の方まで貯留槽を設置して、西側の方に3本貯留槽を設ける計画はでております。以上です。

6番推進委員 地元説明会の質問内容として、以前板橋の橋が流れた時は、その上流なの

で、相当な量の水が流れており、規格よりも大きいものを造ってもらわないと、サクラソウを抱えているのだから大変じゃないかと言つておりました。規格どおりじゃなくて、もうちょっと大きく造つたらどうかという要望があり、その動画は、録画してあると思います。

議長　ここに上がつてきている案件は、桐生市の太陽光条例の中で審査を受けてきて良いと言われている前提条件はあると思うのですが、その辺についてうまく説明していただきたいと思います。

事務局　はい。最初から指摘のあった雨水をどのくらい矯められるのか、図面に表記がされておりませんので、こちら申請者によく確認しようと思います。

議長　受付番号25番についてだけ、ほかに何かございませんか。

11番推進委員　はい、ちょっと確認ですが、こういうふうに太陽光や農地の売買をする場合に、地元の農家が購入しても良いという声が上がっている場合は、そちらを優先してもらうというのは、難しいものでしょうか。逆にそうしてもらわないと、良い農地がどんどん減ってしまうのではないかという気がします。

議長　1種農地でないとすると、開発しても良いという前提が生まれる訳で、売る人にとっては、条件が良い方に売りたくなる現実があると思います。1種農地であれば始めからこの除外は認めず、農地でなくてはいけないという枠組みが決まっており、それが外れているために非常にやりづらいのです。なぜ、こんなにも良い農地を除外ができたのですかと言われた時に、申請できませんと言う理由がないのです。

11番推進委員　確かに地元の農家で、誰か買っていいですよと言う人がいない場合でしたら仕方ありませんが、もしそこだったら買ってもいいよという話がでているのでしたら、そちらの方を優先してもらいたいという個人的な意見です。

議長　譲渡人にとっては、売買をする時に条件の良い方を選択すると思います。農地であるという前提条件であれば、また話は別になりますが、除外をして別の何かにできますよという前提条件をもらった時に、そこで農業したいという人が同じ条件で土地を買えるかどうか。

6番農業委員　この場所は何年度に除外になったのですか。

6番推進委員　まだ、2年くらい前になります。

事務局　除外申請は令和5年9月1日除外されたと書類が提出されております。

6番農業委員　ここは1種農地じゃないのですか。

事務局　2種農地です。

議長　どちらにしても、我々19区の中でも話がでていて、やむをえないということ7月に6番小管推進委員も出席した会議がありました。この農業委員会では、この案件を県の常設審議委員会で審議する時に、基本的に皆さんに頭に入れてもらいたいのは、除外の話はここではどうにもならず、除外は除外の審議会が行われて、県も同意を行つてている状況です。許可を得たという前提条件に、それ以外のところで審議をしていただきたいなと矛盾はあるのですが、そ

れを踏まえていただきたいのです。

6番推進委員 説明会の時の動画やデータは、農業委員会が保管でなくとも構わなくて、自分が保管でも構わないのですが、共有してもらうことはできますか。農業委員会の方から、お願ひしてもらうことはできるのでしょうか。

議長 地域説明会の時に、本当は地域の代表と会社側箇条書きで良いから約束した文書を取ってもらえばよかったのですよね。

6番推進委員 諾受人は動画を撮っていたので、共有をお願いしたところやんわりと断られました。サクラソウをかかえている話はしているのですが、雨水の処理はしているからということで、もし後々問題が起きた時に、どうするのであろうということもあり、後で何か起きた時に隠されてしまった場合、どうしたらよいのでしょうか。

議長 このような意見があったということは、農業委員会から諾受人に雨水の心配はしており、法律の範囲だけでなく、会社としてできるだけの対策を考えてほしいと意見があつたことを添えてもらうしかないと思います。事務局からは、委員から心配をする意見が多く出ていることを伝えて下さい。受付番号25番については、それでよろしいでしょうか。

ほかの案件についてもたくさんございますので、みなさん何かご意見がございましたらお願ひいたします。受付番号22、23、24番が3つに分かれでてきているのですが、これを合わせると同じところの面積が10,000m<sup>2</sup>超えてきて、県の常設審議委員会に諮らなくてはいけない案件ですが、こういう時の考え方として、一つ一つ雨水の処理を考えていくのか、全体を考えていくのか、その辺は、桐生市の太陽光条例はどう判断して、この問題を対処していくのでしょうか。

事務局 受付番号22、23、24番については、こちらから確認が取れていることをお話しさせていただくと、建築の確認が必要な場所に該当しないとそもそも該当しないということで、先程からでている雨水の貯留槽や、雨水対策をする施設に対しての土地に関しての強制力がない場所になるということでした。

申請者の雨水に関してどうするのか、貯留槽の設置については考えておらず、この太陽光を実施する申請地周辺に堰堤を設けて、基本的には場内に浸透させることを考えているという話がでていました。申請地の内部にグリーンプラスという植物を植えて、浸透しやすいように対策を行っていきたいとのことです。基本的には、この委員会でもそうですし、これから行う県の常設審議委員会でも、太陽光以外の転用に関しても、広大な面積を転用するにあたって雨水の対策をどうするのかに関しては厳しく審査し、雨水対策については、基準がどうかということではなく現実的に把握して、いざ何か起きた時に対策ができるような形で、この広い面積それだけの施設を造ることなので、災害等対応できることを考えいただきたいと申請者には伝えました。そうしましたら、申請者の方から申請地の東側を流れる鏑木川方面に雨水を流し込むことについ

ても検討していると、今の時点では、確認がとれております。以上です。

議長 はい。10番星野委員。

10番農業委員 ちょっと頭の中で整理しますが、位置的には離れているかもしれません、受付番号22、23、24番と、今事務局が言ったように、受付番号25番は同じ鏑木川の上流と下流にできるメガソーラーということでおよいのですね。この鏑木川は、最終的に板橋の橋まで通り抜けていくのですね。自分の経験談ですが、私の近所の同じ川の上流に4.8haのメガソーラーが2つできました。その件で私もだいぶ損害を被りました。被害者の立場からいうと、どの程度の造成はするかわかりませんが、かなりの土砂の量になると思います。どのくらいの傾斜やこう配等、地理的な細かいことはわかりませんが、将来的に同じような時期に出来上がったとすると、もし、天災が起きた時に、この鏑木川に土砂が流れる可能性があります。そのため会社と地域との間に何か起きた時のための損害賠償の契約とかが絶対必要になってくるので、地域の人と十分話合うのが良いと思います。

議長 どちらにしても受付番号22、23、24番の施工人は3つの会社にはなっているものの、基本的には同じ系列の会社で判断してもいいと思います。

10番農業委員 そうすると、会社は別でも与える影響は一緒です。その辺は会社同士が共有してもらう必要があると思います。

議長 別々の案件で出したからというより、3社で同じ水系の同じ土地を工事するのであれば、気を付けないといけないですね。

10番農業委員 会社が別という理由で、責任逃れをお互いにされたのでは良くないと思いますので、それは申請者に伝えた方が良いと思います。

8番推進委員 先程、事務局の方で建築指導課に問い合わせたら、特に浸透枠の設置義務等、強制的な設置義務ないという話があったと思いますが、そのことについて太陽光の場合は申請開発のエリアが出ておりますが、ベタにアスファルト舗装とかその状況でエリアがべったりその旗面が無くなったりとか、そういうのであれば当然、流失率、畠の農地の面よりアスファルトがベタに入ったりすれば、流失率が違うので、今まで以上に雨水の流失率が多くなる訳です。太陽光の場合は、少し太陽光パネルに当たった水がすぐ下の地面に落ちてしまう訳ですよね。そうした時に、果たして流失率が農地の状況に増えるものなのか疑問ですけど、そういった意味で建築指導課は、強制的に雨水枠とか排水枠を設けなくていいということですか。建築指導課の判断では、強制的に設置枠とか貯留槽とか設けなくていいということは、どういう意味ですか。

現況が農地で、そこに降った雨というのは浸透してしまう訳だから流失率が低い訳ですよね。ところが今度太陽光パネルを設置する訳ですからパネルはベタに農地を囲む訳ではなくて、一部当たって、すぐ農地に雨水が落ちてしまう訳ですよね。流失率というのがベタにアスファルト当たるとなると同じ雨が降っても流失がとても大きくなります。余分に大きくなった部分を処理しなければ

ならない訳ですから、色々な排水施設を造らなければなりません。太陽光の場合は、当たっても下の農地に落ちてしまうから建築指導課は強制的な設置基準を申請者に求めないということではないのかと思っていますが、どうでしょうか。

議長 はい。事務局。

事務局 今、8番丹羽推進委員から話のあった太陽光パネルを設置した状態からすると、何もない農地と上に太陽光パネル等設置された状態での雨水の浸透率の違いでよろしいでしょうか。

8番推進委員 例えば、開発になる工場団地ができた場合、だいたい工場内はアスファルトにしてしまうので、もともとの農地の表面は無くなってしまいますよね。そこに雨が降った場合は、もともとの農地よりも降った雨に対して出てくる水が現況に対して多くなります。その時に、受ける排水施設を当然造っておかなければ溢れてしまいます。ところが太陽光の施設になると、ベタでないのです。必ずパネルに対して下に土の部分のエリアが残っています。その下に落ちるため、流失率というのは大きくならないのではと思います。

10番農業委員 8番丹羽推進委員の言っていることは、良くわかるのですが、造成の仕方によっても違ってきますよね、今回どういう工事内容かわかりませんが、防草シートを一面かける場合もありますし、傾斜地なら造成する場合もあります。今回どういうふうにするのかわかりませんが、造成して平らにすると必ず法面ができますから、そういう所に牧草のグリーングラスを蒔くとおっしゃっていましたが、私の経験上、法面に牧草を蒔いて、草が生えて、土砂の流失を防ぐその牧草が定着するまでの間に大雨が降ってやられましたから、その造成期間に天災が起きました。後は、工事の時期だと思います。これが実行に移った時に冬場の雨の少ない乾草した時期に工事するのか、春先にするのか、いろいろな条件があると思うので一概には言えませんけど、たぶん県で審議をする案件ですから、これだけのメガソーラーだと細かい県の基準がありますから、そういうものは必ずクリアしていかなければならないと思います。どんな工事をするかによって、8番丹羽推進委員の言うように、畑をそのまま使うとなると、定期的に草は刈るようだから、放置をすると太陽光の隙間からどんどん草が伸びますよね、定期的に草は刈るのが大変なので全面防草シートを敷く方もおりますし、砂利を敷く方もおります。内容、時期、造成の仕方によって左右されるかなと思います。

8番推進委員 防水シートを敷設することになれば、当然変わってきますよね。そういう事を開発の担当者に話さないと、開発の方でもきちんとした指導ができないのではないかと思います。

議長 開発の方はどうしても、法律に基づいてしか判断ができないので、逆にここは法律じゃなくて、農業委員会として今まで農地を守ってきた我々の立場からすると、開発をするにあたり、地域に迷惑のかけない方法をとって下さいとい

うお願ひはできると思います。3つ合わせると10,000m<sup>2</sup>超えた面積となってくる中で、3つに区切ってあれば、それぞれに側溝を掘っていきなり水が出ないようしていただくお願ひは、委員会としてきちんと出したいとい思います。条例ではなく委員会が許可する上でのお願ひです。事務局にはそうお願ひします。

2番農業委員

地面があまり浸透しない農地が自宅の近くにございましたが、具体的には傾斜地のところは太陽光パネルが設置できず、そこから水が1か所にまとまり浸透せず流れてしまうので、側溝は30cmでしたが雨水が溢れだしたため、やり直して大きい側溝にしたことがありました。建築指導課の計算方法では雨水対策が足りないこともありますので、雨が降っても、下の田や畑に支障をきたさない程度には側溝をきちんとしたものにすることを、条件にした方が良いかと思います。

議長

そうすると我々は開発をするという前提条件の中で、開発されると今までと同じではないという考え方を持って対処していかなければならないとい思います。法律では規定されていなくても、最低限土砂や水等出ないような策を講じながら、工事をしていただくことを前提に、開発許可をすることにしていかないといけないと思います。それは、事務局から良く伝えてください。

8番推進委員

もう一点は、先程説明があったように、業者や申請者が鏑木川方面に排水先を求めるという話をしていたのですが、鏑木川というのは一級河川だと思うのですが、一級河川というと、新たに排水先とするには河川上の手続きが必要になってくると思います。そうした時に、雨量が今まで以上にこの流域で増えるということになると、河川の評価があって、余分なものを排水させることになるとなかなか許可が出ないというか、申請に時間がかかると思います。もし、河川に流すことを申請者が考えているとすれば、そのことを言ってあげないとスムーズにはいかないと思います。それともう一点確認したいのは、受付番号22、23、24、25番の譲受人が佐野市の高萩町という所ですが、別の会社ということで良いのでしょうか。

事務局

法人としては別になります。受付番号23、24番の譲受人の会社に関しては受付番号22番の譲受人となっている法人の社員が実際には事業をしており、同じようなグループ会社かと思います。

8番推進委員

社員の人が経営している会社ですか。

事務局

社員の人が自分の会社を持って事業をしております。

議長

基本的には受付番号22番譲受人の法人があつて、経営を小さくすることによって何か業務しやすい状態が起きているのだと思います。どちらにしても桐生市の建築指導課は関係なく、農地として3,000m<sup>2</sup>を超えるものは県の常設審議委員会の審議にかけるということになります。県の常設審議委員会でもきちんと雨水処理していただきたいという意見はいつも出てくるので、ここで皆さんのお意見として、きちんとお願ひしていかないといけない案件だと思いま

す。ほかに。

11番推進委員 ちょっと気になったのが、同じグループの会社が同じ川の上流に3, 000m<sup>2</sup>を超える太陽光を設置するということでおろしいのですね。自分も周りの太陽光をいろいろ見てきた感想ですけど、10番星野委員がさっき話していた太陽光も自宅の近くなので見ておりましたら、浸透樹は設置してありましたが、あつという間に埋まってしまいました。その谷間に田があり持ち主がいますが、何筆かあった内の一番上の田一筆が埋まりました。それで持ち主が業者に土砂をすぐ取り除くよう話をしたら、重機が入れないから取り除けないと返答がありました。重機が入れないのであれば、人力でやるのが筋だと思うのですが、そういうふうに業者が言ったという話があります。設置から1年もたたないうちに太陽光の柱のコンクリートが宙ぶらりんになっているのも見たことがありますし、先程の雨水の浸透の関係だと太陽光の場合は、太陽光と太陽光パネルの間に全部雨水が落ちるので、全体に雨が降って全体に浸透するのではなく、間の少ないスペースに雨が集中すると考えないといけないかなと思います。雨水の関係で浸透樹のないところもあるのですが、面積的にも問題ないという事で造ったのだと思うのですが、そこも水が溢れました。その辺を考慮していただかないと厳しいと思います。それが正直な感想です

議長 ほかに意見はありますか。無いとすれば、ここまで質疑を踏まえた上でのこちらからの提案ですが、受付番号22、23、24番については、案件を保留させていただき、事務局が申請業者と話が具体的にわかるよう皆さんに理解していただくことで、今回の案件の決議は、延ばしていただきたいと思います。受付番号25、26、27、28番までは、皆さんに決議を諮りたいと思います。受付番号25番を認めるのは、地元説明会をしているため、地元とのやりとりについてこれから何かあったとしてもできると思うので、地元に迷惑をかけないという前提条件で地元から了解を得ているため、そこで何か問題が起きた時には、その地元との関係を重視していただければと思います。そういう形で決議を諮りたいと思います。

それでは意見が出尽くしたようなので、これより採決いたします。

第110号議案「農地法第5条の規定による許可申請について、委員会処分が4件ございますが、本件を許可相当として承認することに、賛成の委員の举手を求めます。

( 賛成者 举手 )

举手全員でございます。

よって、第110号議案「4件」については承認されました。

日程第4 第111号議案「農地売買等事業における現地確認委員の指名」について、委員会処分が2件ございます。

以上を議題といたします。

事務局より説明願います。

事務局 はい。議長。

議長 はい、事務局。

事務局 (議案書より順次・申請地詳細・契約内容・事由を朗読)

まず、農地売買等事業について説明をさせていただきます。農地売買等事業とは、農地中間管理機構が農地所有者から農地を買い入れ、目標地図に位置づけられた農業を担うもの等に売渡し、一時貸し付け、交換などをする事業であり、原則として市街化区域以外の区域が対象となります。事務処理の流れといったしましては、①売渡申出書・添付書類が提出されたあとに、②現地確認の日程調整をし、③市町村から農地中間管理機構へ送付し、④農地中間管理機構が書類の審査とともに市町村や現地確認委員と一緒に現地確認を行い、⑤結果を市町村へ回答し、⑥農用地利用集積等促進計画を策定し、⑦農業委員会総会の議決を経て、⑧認可公告をしたあと売買契約成立となります。今回の現地確認委員の選定は④の農地中間管理機構の現地確認を行うための委員の指名となります。

なお、現地確認委員については、地元委員ということで、1番につきましては6番小菅推進委員、2番につきましては11番深澤推進委員の指名を考えております。

以上、ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

以上、事務局より説明がございました。

これより質疑に移ります。

ご質問はありませんか。

5番推進委員 はい。

議長 はい。5番大澤推進委員。

5番推進委員 農地中間管理機構というのは、どこにあるのですか。

事務局 群馬県農業公社にございます。

議長 公社ビルというのが利根川の向こう側に県の建物があって、その中に入っている組織の一つです。

ほかにご質問はありませんか。

(なしの声)

それでは、ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

それでは、農地売買等事業における現地確認委員の指名について、1番は6

番 小菅推進委員、2番は11番 深澤推進委員を指名したいと思いますが、賛成の方の挙手を求めます。

( 賛成者 挙手 )

挙手全員でございます。

よって、第111号議案の現地確認委員は1番は6番 小菅推進委員、2番は11番 深澤推進委員といたします。

よろしくお願ひします。

日程第5 報告第51号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出」について、事務局より説明願います。

事務局 はい。議長。

議長 はい。事務局。

事務局 報告第51号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出」については1件ございました。

いずれも内容については記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しておりますので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

以上でございます。

以上、事務局からの説明がありましたが、ただ今の報告第51号について発言のある方は挙手をお願いします。

(なしの声)

ないようですので、続きまして、報告第52号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出」について、事務局より説明願います。

事務局 はい。議長。

議長 はい。事務局。

事務局 報告第52号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出」については5件ございました。

いずれも内容については記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しておりますので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

以上でございます。

以上、事務局からの説明がありましたが、ただ今の報告第52号について発言のある方は挙手をお願いします。

(なしの声)

ないようですので、これをもって報告を終結いたします。

以上で本日の議題及び報告はすべて終了いたしました。

これをもちまして、本日の会議を終了いたします。

閉　　会　　午後3時04分

以上、会議の顛末を録し、その相違のないことを証するため署名捺印する。

会　　長

-----  
1　番

-----  
2　番